

2024年度 埼玉県看護協会さいたま支部

看護研究・成果発表会 開催要項

1. 開催概要

1) 開催日時	2024年11月16日（土）13:00～16:00
2) 会場	大宮ソニックスティ会議室 6階602号室 ソニックスティビル棟6階（さいたま市大宮区桜木町1-7-5） (大宮駅西口から歩行者デッキ直結3分)
3) 演題登録期間	2024年7月16日（火）～8月13日（火） * 3ページめの演題申込書に記入して、下記のメールアドレス宛に添付ファイルとしてお送りいただくか、メール本文内に演題申し込み書の内容を漏れなく記載してお送りください。
4) 参加資格	埼玉県看護協会会員
5) 参加費	無料

2. 演題申し込みについて

1) 申し込み資格

- ①演者は、埼玉県看護協会さいたま支部の会員に限ります。
- ②演者としての発表は、一人一演題とします。

2) 演題内容および形式

- ①分野：看護総合・小児看護・母性看護・成人看護・老年看護・地域看護・精神看護・看護教育の中から選択してください。
- ②発表は未発表のものに限ります。ただし、施設内発表は未発表とみなします。
- ③形式は口演発表、発表時間は1人7分です。

3) 申し込み方法

2024年8月13日（火）必着で、演題申込書にそってすべての項目をもれなく本文に記載して下記のメールアドレスにお送り下さい。

E-mail : saikankyo6.1@gmail.com

件名は「2024年度 看護研究・成果発表会参加申し込み」でお願いします

4) 抄録原稿の送付について

- ①申込書に記入して頂いた、E-mail アドレス宛に**抄録原稿フォームをお送り致します。**
- 必ず saikankyo6.1@gmail.com からのメールが受け取れるようにしておいてください。
- ②作成した抄録原稿を返信メールに添付し 2024 年 9 月 3 日（火）必着で送信して下さい。

5) 抄録原稿の作成方法について

- ①抄録原稿は、目的・方法・倫理的配慮・結果・考察・結論・引用文献を演題申し込み受理後に
お送りする抄録原稿フォーム (Word A4 2枚) に沿って作成してください。
- * 埼玉看護研究学会抄録原稿作成方法に準じています。

6) 演題採択

- ①演題の採否は、支部役員会にて選考し決定します。
- ②支部役員会での査読の結果、修正を求められた場合は指定期日までに再提出してください。

7) 発表について

- ①形式は口頭発表です。
- ②共同研究者の来場は 3 名まで（発表者含む）でお願いします。
- ③パワーポイントのデータは USB 等の電子媒体で当日お持ちください。
- ④当日はリハーサルの時間は設けません。

演題申込書

表題 (タイトル)		分野	
フリガナ		埼玉県看護協会会員番号	
発表者名			
所属施設 *抄録と同じ正式名称			
発表者連絡先	<p>※いずれかに○印 平日9時～17時まで連絡がとれるようにご記入ください。</p> <p>1. 自宅 2. 所属施設（部署名）</p>		
	住所：（〒　　－　　）		
TEL（日中）	（　　）		
	E-mail（必須・スマートフォン不可）		
	（　　）		
<p>*申込者には抄録原稿フォームを上記Eメールへお送りしますので、PCの E-mailを必ずご記入下さい。</p>			

原稿作成・研究発表の際に必ずお読みください 研究における倫理的配慮とその記述方法

1. 先行文献を調べて活用していますか？

すでに研究結果が出ているテーマを繰返し研究することは倫理的に問題があると考えられます。そのため、研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べた上で研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし発表の意義を明確にすることが大切です。文献検討の結果を「はじめに」、「考察」で適切に引用しましょう。「日本看護協会ホームページ>キャリナース」には文献データベース「最新看護索引Web」「J-Dream III」があり、『日本看護学会論文集』（第42回より）の全文PDFも公開されています。ぜひ活用してください。

2. 研究フィールドや研究対象者を特定されないよう配慮していますか？

「当院」「当病棟」等の表現では、研究者の所属を見ることから研究フィールドが特定され、固有名詞を使用していることと同じです。そのため、「A病院」のように匿名化した表記とします。研究対象者へのプライバシーの配慮として、抄録の記述内容で研究対象者が特定できないようにします。固有名詞(当院・当病棟も含む)・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すためにどうしても必要な場合のみとし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記してください。

3. 研究対象者の個人情報を保護していますか？

データの解釈に必要な研究対象者の情報は必要ですが、不必要的個人情報を公表しないように配慮します。例えば、入院および退院の情報が必要な時は、年月日ではなく入院期間を記載するなどの配慮が必要です。また、結果に直接関与しない個人情報は記載しません。個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「看護研究における倫理指針」(日本看護協会、2004年)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(個人情報保護委員会・厚生労働省、2017年)、「看護者の倫理綱領」(日本看護協会、2003年)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省、2017年一部改正)および所属施設の規定に従ってください。

4. 研究対象者への説明と自由意思による同意を得たことを記載していますか？

研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を研究対象者へ伝えた上で、研究の実施と公表について同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。学生を対象とした研究の場合も、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば入院患者に対し無記名で看護ケアの質評価の依頼をしても、自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に開いたり、担当科の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにつながりかねないため、十分に配慮し、またどのような配慮を行ったかを具体的に明記する必要があります。研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合は、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。看護師へのインタビューを行う研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得る必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には、家族もしくは病院の倫理委員会等で承認されることが必要です。また過去のデータを分析する場合にも可能なかぎり研究対象者からの同意を得ますがそれが困難な場合には病院の倫理委員会等での同意が必要となります。

5. 倫理委員会での承認を受けたことを記載していますか？

研究に際しては、一般的に所属施設の倫理委員会の承認を得て実施することが求められています。特に、人間や動物を対象とした研究、研究施設の内部データを使用する等の倫理的な配慮が重要となる研究を行う場合には、倫理委員会等で承認を受けていることを明記してください。倫理委員会がない場合にはそれに相当する決定機関など、複数の第三者による組織的了解を得ていることを明記してください。研究の実施だけでなく、結果の公表(発表)に関しても、研究対象者および研究施設の承諾が必要です。抄録では研究対象施設名をA病院というように匿名化しますが、倫理委員会の名称は匿名とはせずに実名を用いて正確に表記します。しかし、倫理委員会の実名を表記することで研究対象者が特定される可能性がある場合には、『所属施設の倫理委員会』等の表記としてください。

6. 研究への参加によって対象者に負担や不利益がないように配慮したことを記載していますか？

倫理委員会での承認を受けたことの記載のみでなく、対象者の負担や不利益を避けるために配慮したこと記載します。研究協力依頼の内容と方法、予測されるリスクへの対策（中止基準の設定等）、研究データの取扱い、質問紙の回収方法等、研究結果の公表等、研究の全過程においてどのような倫理的配慮を実施したかを簡潔に記載する必要があります。

7. 著作権等の侵害がないように配慮していますか？

文献から本文を引用する場合は、出典（文献）を明記します。図・表は転載許諾を得た上で出典（文献）を明記してください。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典（文献）を明記してください。尺度を改変して使用する場合は、作成者から許諾を得たことを必ず明記してください。また、原則として薬品や検査器具等は一般名称を用い、（）内に商品名と登録商標の場合は®を記載してください。

8. 利益相反の有無について明記していますか？

「利益相反」とは、臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利息（得られる成果を社会へ還元する）と私的利息（個人が取得する金銭、地位、利権など）が研究者個人の中に生じる状態のことを指します。看護研究では企業から無償で提供された器材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受ける場合もあり、利益相反そのものは問題ではありません。しかし、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料（発表資料、抄録、論文等）に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要があります。

例) <利益相反がある場合>本演題発表に関連して、過去1年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。<利益相反がない場合>本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

<公益社団法人日本看護協会 日本看護学会実施要綱より引用>